

排水設備工事施行基準

平成28年6月作成

(令和3年12月修正)

霧 島 市 上 下 水 道 部
下 水 道 工 務 課

ま え が き

霧島市の素晴らしい自然を保全し、市民が健康で快適な生活環境を確保するために、下水道は必要欠くことのできない施設である。

また、排水設備は日常生活において生じる汚水等を、円滑に公共下水道へ排除する設備であり、その構造が不備であると汚水管のつまり、悪臭及び汚水の流出等が生じ、公衆衛生上、重要な影響を及ぼすことになる。このため、設備の構造及び材質については、施行令第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）に規定する基準等に適合しなければならないとされている。

本書は、霧島市における排水設備に関する取扱手続及び設計、施工技術の基本的事項を定め、技術的統一を図ることを目的とし、編集したもので排水設備工事を行う際の施行基準とされたい。

令和3年12月

霧島市 上下水道部 下水道工務課

略 記

「法」	=	下水道法
「施行令」	=	下水道法施行令
「施行規則」	=	下水道法施行規則
「条例」	=	霧島市下水道条例
「条例施行規程」	=	霧島市下水道条例施行規程
「ビル管理法」	=	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
「責任技術者」	=	排水設備工事責任技術者

目 次

第1章 排水設備の概要

第1節 下水道

- 1 下水道の目的と役割 1
- 2 下水の種類 1
- 3 下水の排除方式 1

第2節 排水設備

- 1 定義 2
- 2 排水設備の種類 2
- 3 設置及び構造の基準 2
- 4 工事の種類 2

第2章 手続

第1節 市民と指定工事店

- 1 指定工事店が施工する排水設備工事 5
- 2 完成した排水設備の引渡し 5
- 3 指定工事店の責務 5
- 4 指定工事店の遵守事項 5

第2節 工事施工に伴う申請手続等

- 1 排水設備等の計画の確認 7
- 2 確認項目 8
- 3 工事の着手 8
- 4 工事変更等の取扱い 8

第3節 指定工事店の自主検査

- 1 検査項目 9

第4節 工事検査

- 1 検査の立会い 10
- 2 検査の種類 10
- 3 検査方法 10
- 4 検査内容 11
- 5 現場検査の省略 11
- 6 検査結果 11
- 7 留意事項 12

第5節 市長と使用者との関係

- 1 排水設備の設置義務 13
- 2 排水に関する受忍義務 13
- 3 水洗便所への改造義務 14

4 供用開始の公示等	14
5 排水設備の検査	14

第3章 排水設備設計施行基準

第1節 排水設備の設計

1 設計	16
2 材料及び器具	18

第2節 屋内排水設備

1 基本的事項	24
2 排水系統	24
3 排水管の設計	25
4 トラップ	31
5 ストレーナー	35
6 掃除口	35
7 水洗便所	36
8 阻集器	42
9 ディスポーザ	47
10 排水槽	49
11 雨水排水	53
12 工場・事業場	54
13 間接排水	54
14 通気	55
15 床下集合排水システム（排水ヘッダー）	66

第3節 屋外排水設備

1 基本的事項	67
2 設計	67

第4節 除害施設

1 水質規制	80
2 事業場排水の届出から接続まで	80
3 除害施設の設置	80
4 除害施設の維持管理	81

第5節 排水設備の施工

1 基本的事項	84
2 屋内排水設備の施工	85
3 屋外排水設備の施工	88

第6節 冷却水等の直接放流について

	94
--	----

参 考 資 料

資料1	下水道の水理	参-1
資料2	計算例(排水)	参-2
資料3	流量表(排水)	参-5
資料4	グリース阻集器の選定	参-7
資料5	特定施設の一覧表	参-18
資料6	誤りやすい排水・通気配管	参-26